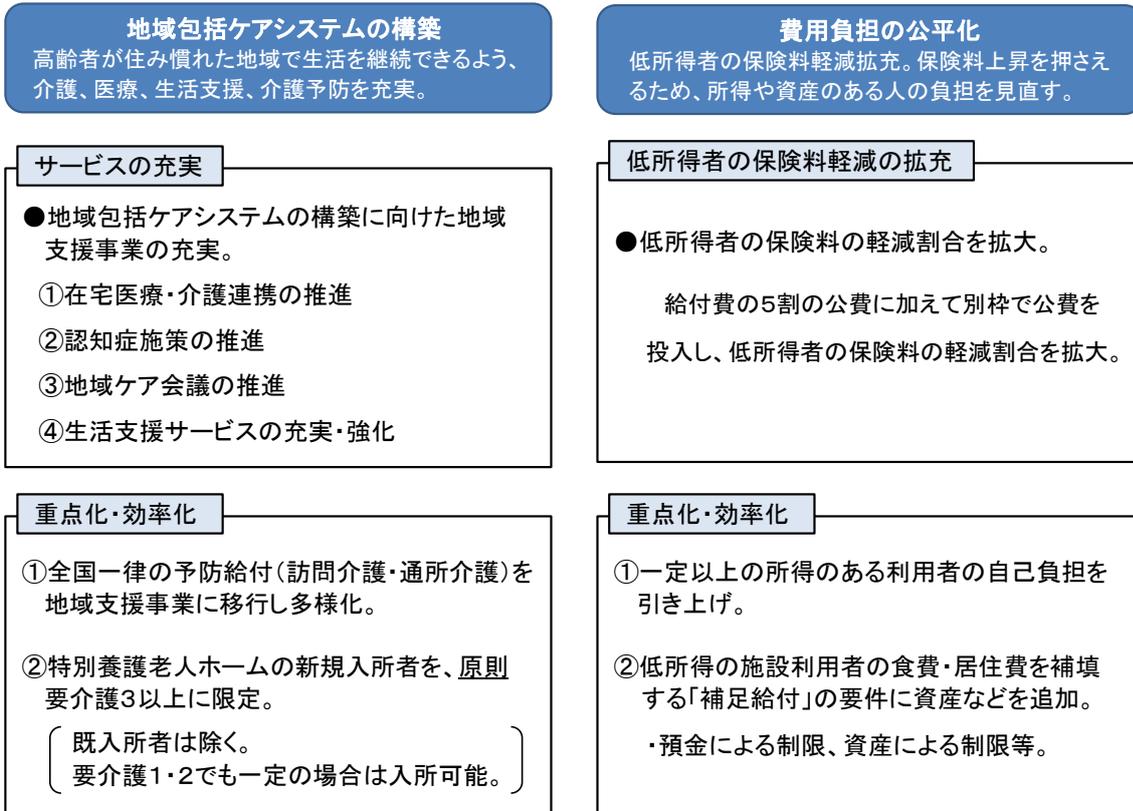
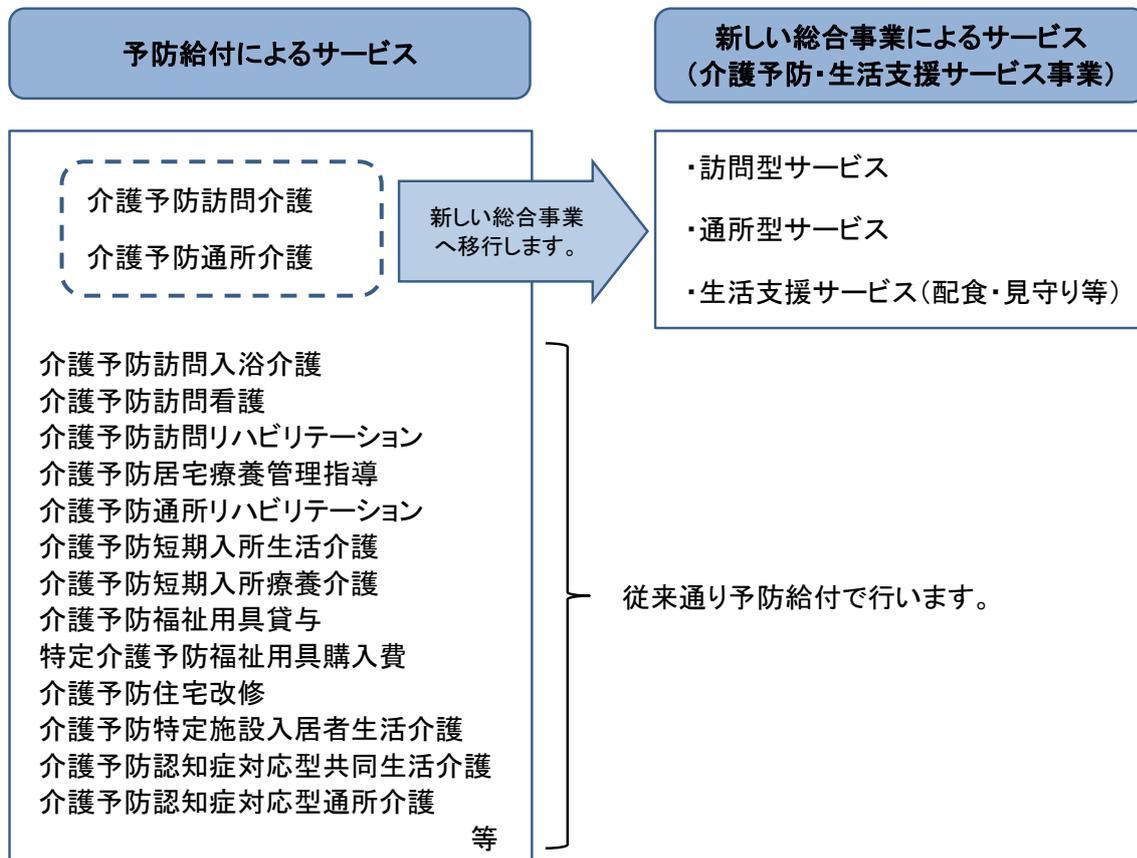


介護保険法改正の概要について

■ 主な改正点

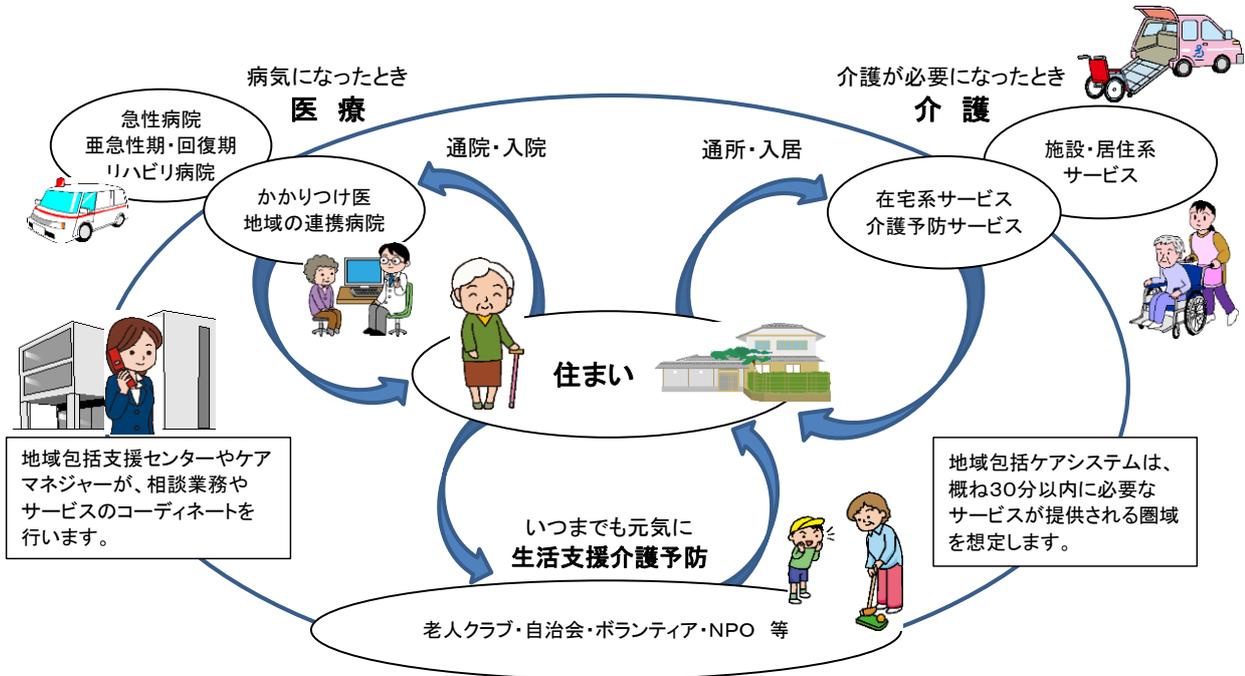


地域支援事業（新しい総合事業）への移行



地域包括ケアシステム

【概念図】



新しい地域支援事業の全体像

＜現行＞

介護保険制度

＜見直し後＞

介護給付 (要介護1～5)

訪問看護、福祉用具等

介護予防給付 (要支援1～2)

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

○介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

対象
・要支援者
・基本チェックリスト該当者

訪問型サービス (第1号訪問事業)

通所型サービス (第1号通所事業)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

現行の訪問介護相当

多様なサービス

現行の通所介護相当

多様なサービス

○一般介護予防事業

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

対象
・1号被保険者全て
・支援活動に関わる者

H27.4実施(条例を定めた場合H29.4までに実施)

①訪問介護(事業者指定)

②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス/事業者指定・委託)

③訪問型サービスB(住民主体による支援/補助)

④訪問型サービスC (短期集中予防サービス/直接実施・委託)

⑤訪問型サービスD(移動支援/補助)

①通所介護(事業者指定)

②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス/事業者指定・委託)

③通所型サービスB(住民主体による支援/補助)

④通所型サービスC (短期集中予防サービス/直接実施・委託)

①栄養改善を目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

③訪問型、通所型に準じる自立支援に資する生活支援(訪問型・通所型の一体的提供等)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

地域支援事業

地域支援事業

財源構成
H27
～
H29

国
25%

都道府県
12.5%

市町村
12.5%

1号
保険料
22%

2号
保険料
28%

財源構成
H27
～
H29

国
39%

都道府県
19.5%

市町村
19.5%

1号
保険料
22%

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・ケアマネジメント支援

充実

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

左記に加え、ケアマネジメント支援の効果的な実施のための会議「**地域ケア会議の充実**」

○在宅医療・介護連携の推進

①地域の医療・介護サービス資源の把握、②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、③在宅医療・介護連携に関する相談の受付等、④在宅医療・介護サービスの情報共有支援、⑤在宅医療・介護関係者の研修、⑥24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築、⑦地域住民への普及啓発、⑧二次医療圏内・関係市区町村の連携

○認知症施策の推進

認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員等設置事業、認知症ケア向上推進事業

○生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置 ※当初は必ずしも生活支援コーディネーターを配置しなくても可

H27.4施行

H27.4実施
(条例を定めた場合H30.4までに実施)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業